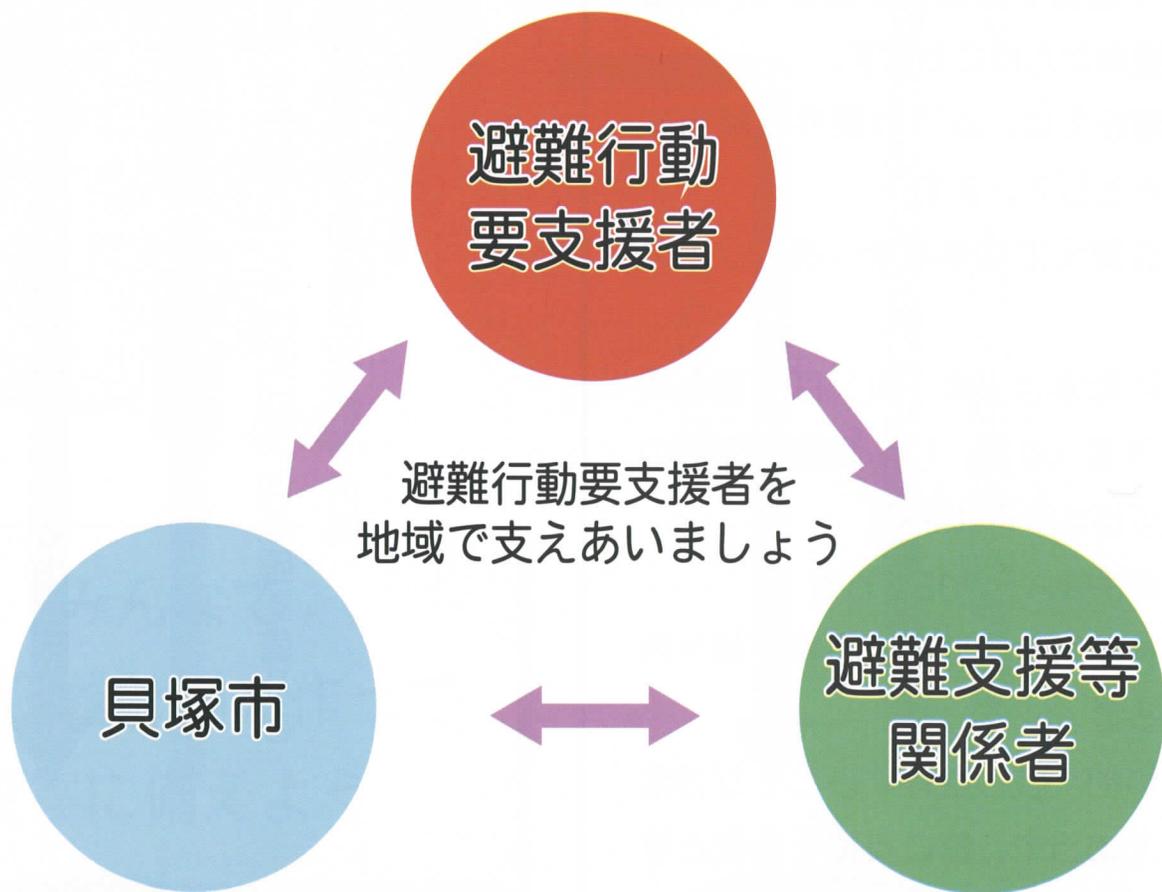


地域の絆で災害に備えよう

貝塚市 避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者支援制度は、災害時に避難の手助けが必要なかたを、町会・自治会や民生委員・児童委員、ご近所のかたなど地域のみなさんで連携して支えあう仕組みです。



なぜ地域での取組みが必要なの？

■行政だけでできることには限界があります

災害が発生したときは、行政による救助等の支援が行われますが、大きな災害では行政も被災するため支援が届くまでに時間がかかってしまいます。

そのため、行政による「公助」だけでなく、自分の命は自分で守る「自助」、地域やご近所で助け合う「共助」がとても重要です。

町会・自治会に加入し、行事や防災訓練に参加するなど、日頃からご近所や地域の方々とのつながりを深めておきましょう。

避難行動要支援者への意思確認と避難支援等関係者との情報共有の流れ

●避難行動要支援者とは

自宅で生活しており、災害時にひとりで避難することが難しく、支援が必要なかたのことです。

貝塚市では、以下の要件に該当するかたとしています。

- ◆要介護認定結果が要介護3以上の者
- ◆身体障害者手帳1級又は2級を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ◆療育手帳Aを所持する者
- ◆精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ◆その他、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を必要とする者

●避難支援等関係者とは

町会・自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等です。



避難行動要支援者名簿情報提供同意確認書及び
個別避難計画作成同意確認書の送付



避難行動要支援者に
該当するかた



みんなで
個別避難計画を作って
災害に備えよう

日頃からの交流

日頃の声掛け、災害時の安否確認、避難支援等

貝塚市

避難行動要支援者
名簿の作成



避難行動要支援者名簿の提供
災害時の情報提供



相互に協力

避難支援等関係者
避難支援者



制度についての Q&A



Q 避難行動要支援者名簿や個別避難計画とは何ですか？

A 避難行動要支援者名簿とは、避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿です。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難支援を必要とする理由等が掲載されています。個別避難計画とは、避難行動要支援者名簿に掲載されているかたお一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。

Q 名簿や計画の情報提供に同意すれば、必ず助けてもらえますか？

A 同意することで、災害時に支援を受ける可能性は高まりますが、災害発生直後には避難支援者の方々も被災している場合もありますので、必ず支援が受けられるとは限りません。

Q 避難支援者になると、法的な責任や義務が発生しますか？

A 避難支援等は、あくまでも地域における助け合い（共助）として行うもので、避難支援者に法的な責任や義務が伴うものではありません。ご自身やご家族の安全を確保した上で、出来る範囲で支援を行ってください。

Q 名簿に載っていませんが、避難支援等が必要と思われるかたがいます。どうすればいいですか？

A 要件に該当していないかたや情報提供に同意しただけなかったかたは、名簿に掲載されていません。要件に該当していなくても、避難支援が必要であると思われるかたがいる場合には、そのかたが支援を必要とする理由などを確認したうえで、同意確認を行いますので、市までご連絡ください。

問合せ先

貝塚市役所

〒597-8585 貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号

【個別避難計画について】

福祉総務課 ☎072-433-7030 FAX:072-433-7088

【防災全般について】

危機管理課 ☎072-433-7392 FAX:072-432-2482